

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第40条の規定に基づき、航空自衛隊の補給処の所掌事務の区分に関する訓令を次のように定める。

昭和37年9月29日

防衛庁長官 志賀 健次郎

改正	昭和51年9月16日	空訓第20号	平成19年8月30日	省訓第145号
	昭和53年1月30日	空訓第4号	平成25年7月31日	空訓第24号
	平成13年1月6日	庁訓第2号	平成27年10月1日	省訓第39号
	平成18年7月28日	庁訓第83号		

## 航空自衛隊の補給処の所掌事務の区分に関する訓令

（所掌事務の区分）

第1条 航空自衛隊第2補給処、航空自衛隊第3補給処及び航空自衛隊第4補給処の所掌事務は、別表のとおりとする。

（所掌事務の特例）

第2条 航空幕僚長は、別表に定める所掌事務の区分に関し特に必要があると認めるときは、1の補給処の所掌事務の一部を他の補給処に臨時に担任させることができる。

（委任規定）

第3条 この訓令に定めるもののほか、補給処の所掌事務の細部については、航空幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊の補給処の所掌事務の区分に関する訓令（昭和33年航空自衛隊訓令第1号）は、廃止する。
- 3 航空自衛隊第1補給処組織規則（昭和37年航空自衛隊訓令第9号）、航空自衛隊第2補給処組織規則（昭和33年航空自衛隊訓令第30号）及び航空自衛隊第3補給処組織規則（昭和37年航空自衛隊訓令第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「（昭和33年航空自衛隊訓令第1号、以下訓令第1号）」を「（昭和37年航空自衛隊訓令第12号、以下「訓令第12号）」に改める。

附 則（昭和51年9月16日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月30日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（平成13年1月6日防衛庁訓令第2号）（抄）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年7月23日防衛庁訓令第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年8月30日防衛省訓令第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊訓令第24号）（抄）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日防衛省訓令第39号）（抄）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名 称	所 掌 事 務
航空自衛隊 第2補給処	<ol style="list-style-type: none"><li>1 航空自衛隊の用に供せられる航空機の保管及び整備を行うこと。</li><li>2 航空自衛隊の用に供せられる航空機の機体用部品、エンジン及び同部品の保管、補給及び整備を行うこと。</li><li>3 前2号の事務を行うために必要な輸送を行うこと。</li><li>4 前3号の事務を行うために必要な調達を行うこと（防衛装備庁の所掌に属するものを除く。）。</li><li>5 前号の調達のほか、航空幕僚長が別に示す物品及び役務の調達を行うこと。</li><li>6 前各号の事務に関する調査研究を行うこと。</li></ol>
航空自衛隊 第3補給処	<ol style="list-style-type: none"><li>1 航空自衛隊の用に供せられる通信電子器材、写真器材及び気象器材の保管、補給及び整備を行うこと。</li><li>2 前号の事務を行うために必要な輸送を行うこと。</li><li>3 前2号の事務を行うために必要な調達を行うこと（防衛装備庁及び航空自衛隊第2補給処の所掌に属するものを除く。）。</li><li>4 前3号の事務に関する調査研究を行うこと。</li></ol>
航空自衛隊 第4補給処	<ol style="list-style-type: none"><li>1 航空自衛隊の用に供せられる需品、火器、弾薬、車両、航空機の支援器材（標的及び曳航器材を含む。）、化学器材、施設器材及び衛生器材の保管、補給及び整備を行うこと。</li><li>2 前号の事務を行うために必要な輸送を行うこと。</li><li>3 前2号の事務を行うために必要な調達を行うこと（防衛装備庁及び航空自衛隊第2補給処の所掌に属するものを除く。）。</li><li>4 前3号の事務に関する調査研究を行うこと。</li></ol>